



平成 27年 5月 25日

各 位

会社名 株式会社 フレンドリー
代表者名 代表取締役社長 中井 豊人
(コード 8209 東証第2部)
問合せ先 管理本部 総務財務部長
鮫島 篤志
(TEL 072-874-2747)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第61回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第31条(取締役の責任免除)及び第42条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第31条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第1条～第30条 (省略) (取締役の責任免除) 第31条 (省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外 取締役との間に、同法第426条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。	第1条～第30条 (現行のとおり) (取締役の責任免除) 第31条 (現行のとおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間に、同法第426条第1項に規程する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。
第32条～第41条 (省略) (監査役の責任免除) 第42条 (省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規程により、 社外 監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める最低限度額とする。	第32条～第41条 (現行のとおり) (監査役の責任免除) 第42条 (現行のとおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規程する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。
第43条～第51条 (省略)	第43条～第51条 (現行のとおり)

3. 日程(予定)

定款変更のための定時株主総会開催日

平成27年6月26日

定款変更の効力発生日

平成27年6月26日

以 上